

組 合 だ よ り

□第24号□
令和4年6月吉日



梅雨の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃は土地区画整理事業にご理解ご協力を頂き誠にありがとうございます。
現在、地区内では道路の舗装も概ね完成し、地区北側の岐阜県による妻木線の工事も、夏頃に完成予定で秋には妻木線が開通の予定です。
また、令和3年度は役員の皆様のご協力もあり、16区画の保留地を売却しました。
地区内には新しい家が次第に増え、子供たちの声もあふれ、賑やかになりつつあります。
今後も今まで以上に、役員一同保留地販売促進に努力する所存ですので、引き続き皆様にはご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

第28回総代会のご報告

開催日時：令和4年3月23日(水)午後7時00分～
開催場所：妻木公民館 1階大会議室
書面議決による者：14名／総代数15名中
議案第1号：令和4年度事業費収入支出予算について

本議案は、原案どおり議決されました。

まん延防止重点措置期間中であつたことも考慮し、書面による議決権の行使にご協力いただきました。

令和4年度事業費収入支出予算(単位：千円)

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
借 入 金	240,990	工 事 費	176,000
補 助 金	22,000	補 償 費	5,000
保留地処分金	157,000	調査設計費	52,500
雑 収 入	10	負 担 金	7,000
繰 越 金	0	会 議 費	1,100
		事 務 所 費	10,990
		償 還 金	162,080
		管 理 費	200
		雑 支 出	1,200
		予 備 費	3,930
合 計	420,000	合 計	420,000

令和3年度工事の状況

令和3年度は、主に道路の舗装工事を施工しました。
道路が完成に近づき、地区内の整備が進んでいます。

新しく舗装がされて、
道路が走りやすくなりました。



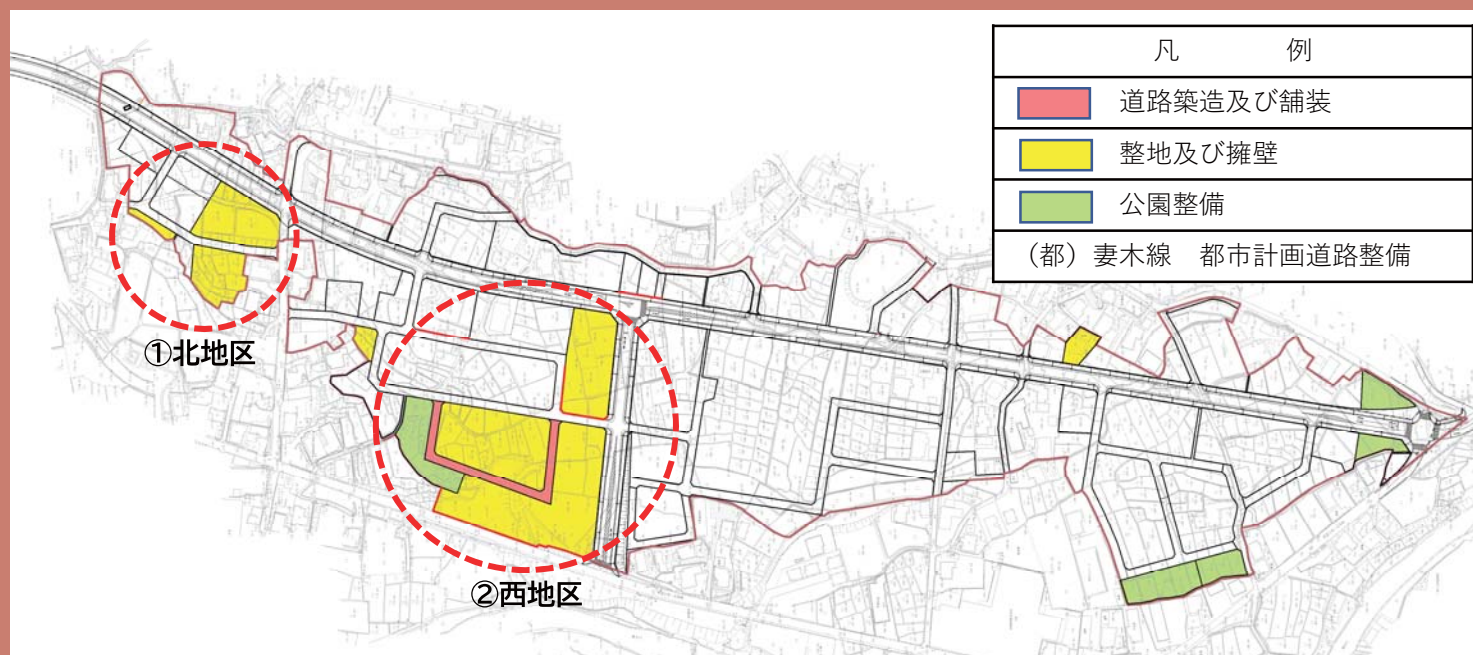
今まで大変ご迷惑をおかけし申し
訳ありませんでした。
ご協力ありがとうございました。



令和4年度工事予定

令和4年度は北地区、西地区の整地及び擁壁工事や4カ所の公園整備、妻木線 都市計画道路の整備を行って
いきます。

また、昨年、埋蔵文化財発掘調査の出土した遺物(出土品)の整理を行います。



宅地(保留地)分譲

住宅用、事業用どちらもご連絡下さい。分譲地の分割などもご相談下さい。

航空写真(令和4年6月撮影)



- ・建築条件なし
- ・上下水道敷設済み(別途費用必要)
- ・高台で水害に強い
- ・陽当り良好
- ・東海環状自動車道土岐南多治見ICより車で約11分
- ・土岐市定住促進奨励金あり
- ・容積率 200%、建蔽率 60%

No.	面積 (㎡)	単価 (円/㎡)	分譲価格(円)
3-1	292 (88坪)	32,400	9,460,800
3-2	295 (89坪)	31,400	9,263,000
5	271 (81坪)	32,500	8,807,500
13	918 (277坪)	33,900	31,120,200
20-1	290 (87坪)	31,000	8,990,000
25	10,323 (3,122坪)	33,600	346,852,800
30-1	341 (103坪)	30,700	10,468,700
30-3	346 (104坪)	30,000	10,380,000
30-4	299 (90坪)	30,500	9,119,500
30-5	287 (86坪)	31,000	8,897,000
30-6	321 (97坪)	32,000	10,272,000
33	203 (61坪)	33,500	6,800,500
39-1	274 (82坪)	33,000	9,042,000
40-1	245 (74坪)	31,300	7,668,500
43	322 (97坪)	31,900	10,271,800
44	270 (81坪)	32,500	8,775,000



土地の管理(草刈)のお願い

草が伸びると近隣の方にご迷惑が掛かります。各自で管理いただくようお願いいたします。
各自にて草刈りが難しい方には業者を紹介いたします。(有料)組合事務所までご連絡下さい。



届け出のお願い

文化財保護法に基づく届出

土岐市妻木南部地区は、妻木平遺跡包蔵地にあたります。地区内で建築等を行う場合は届出が必要となりますので、お早めに土岐市 文化スポーツ課(0572-54-1111)へお尋ねください。

各種証明書の発行

仮換地証明・底地証明等の各種証明書は、有料にて組合事務所で発行しております。

❖仮換地指定がされると、法務局備え付け図面と現況が一致しなくなるため、従前と仮換地の関係を証明するものです。

売買、賃貸、融資、相続、農地転用、建物表題登記、76条申請、建築確認等の際に必要となります。

建築行為等の申請

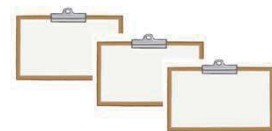
(土地区画整理法第76条第1項)

当施行地区内において、次の行為を行う場合は、市長の許可が必要になりますので、組合事務局までご連絡・ご相談ください。

★事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更

★建築物その他の工作物新築、改築若しくは増築

★移動の容易でない物件(5トン超)の設置もしくは堆積



土地所有者移転の届出

土地所有権の移転(売買、相続、贈与等)があった場合は、新旧両所有者連名の上、組合事務所に届け出てください。

土地所有者の住所・氏名に変更があった場合も組合事務所に届けを出してください。

以上の申請様式は「岐阜県都市整備協会」のホームページ<http://gifutoshi.or.jp> からダウンロードできます。

ホームページで組合だよりや保留地情報もご覧いただけます。



協会会員一覧			
施行者会員(12地区)			
岐阜市	嶺山中進	羽島市	平方第二
	平賀第一	土岐市	妻木南部
関市	平賀第二	郡上市	初結
	平賀太神社	神戸町	西座倉
	吉川	北方町	高屋西部
美濃市	生瀬		
	太矢田・徳楽寺		



土岐市妻木南部土地区画整理組合(事務局)

〒500-8384 岐阜市藪田南5丁目14番12
岐阜県シンクタンク庁舎5階(岐阜県都市整備協会内)
事務局:須田・横北

TEL 058-274-0080 FAX 058-274-2772

土岐市妻木南部土地区画整理組合(現地事務所)

〒509-5301 土岐市妻木町576-2
(土地区画整理地内 26街区1-1画地)
担当:加藤

TEL 0572-57-5225

